

保険法施行に伴なう取扱変更に関する特則(既契約用)

(特則の適用)

第1条 この特則は、保険法(平成20年法律第56号)施行(平成22年4月1日施行)時より、保険法の適用のない主契約および主契約に付加された特約(以下、この特則において「主契約等」といいます。)に適用されます。

- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款または特約条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

第2条 保険法の施行日以後に保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下、この特則において「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社で支払います。

- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができるないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特則に定める重大事由または主約款等に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。

⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。

⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求めることがある旨定めている部分は適用しません。

(保険金等の支払の時期および場所に関する補則)

第3条 保険金等の支払時期を、必要書類の到達時期または保険金等の支払日その他により書き分けている規定(以下本項において「当該規定」といいます。)がある主約款等については、前条第1項の規定は適用せず、主約款等における当該規定を適用します。この場合、当該規定中に「会社の本社」とあるのは「会社」と、「請求書本社受付日」とあるのは「会社が請求に必要な書類を受け付けた日」と読み替えます。

- ② 解約の規定による解約払戻金の支払は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社で支払います。

(請求に基づく書類の提出先等の取扱)

第4条 保険法の施行日以後、以下のとおり取り扱います。

1. 所定の書類の受付・到達・通知・提出先の定めのある主約款等において、その書類の受付・到達・通知・提出先が「会社の本社または会社の指定する場所」または「会社の本社」とあるのは「会社」と読み替えて適用します。
 2. 所定の書類に基づく年金・保険金・給付金等の支払の請求や解約その他の内容変更等の請求の効力が発生する日の定めのある主約款等において、その効力が発生する日が「会社の本社で受け付けた日」とあるのは「会社で受け付けた日」と、「請求書本社受付日」とあるのは「請求書受付日」と読み替えて適用します。
- ② 保険法の施行日以後、次の各特約においては、以下のとおり読み替えます。
1. 円支払特約第3条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「会社が契約者から所定の請求書類を受け付けた日」とあるのを「会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日」に、第6条（契約者価額を払い戻す場合の取扱）第1項中、「会社が契約者から所定の請求書類を受け付けた日」とあるのを「会社が所定の請求書類を受け付けた日」と読み替えます。
 2. 円支払特約（予定期率市場連動型積立個人年金保険用）第3条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「会社が契約者から所定の請求書類を受け付けた日」とあるのを「会社が所定の請求書類を受け付けた日または解除が決定した日」に、第6条（契約者価額を払い戻す場合の取扱）第1項中、「会社が契約者から所定の請求書類を受け付けた日」とあるのを「会社が所定の請求書類を受け付けた日」と読み替えます。
 3. 円支払特約（一時払新個人年金保険用）第3条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「主約款に定める解約日」とあるのを「会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日」と読み替えます。
 4. 円支払特約（年金原資保証型年金保険用）第3条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「主約款に定める解約日」とあるのを「会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日」と読み替えます。
 5. 円支払取扱特約第4条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「主約款に定める解約日」とあるのを「会社が受け付けた所定の請求書類が本社に到達した日または解除が決定した日」と読み替えます。

(重大事由による解除)

第5条 保険法の施行日以後、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、主契約等を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者（死亡を支払事由とする養育一時金の場合は保険契約者を除きます。）、被保険者（災害死亡以外の死亡を支払事由とする保険金等の場合は被保険者を除きます。）または保険金等の受取人が主契約等の死亡保険金等（疾病、傷害および死亡による給付ならびに払込を免除される保険料をいいます。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 主契約等の保険金等（疾病、傷害、生存および死亡による給付ならびに払込を免除される保険料をいいます。以下本項において同じ）の請求に関し、保険金等の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 主契約等もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約等を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、主契約等を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金等の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人その他主約款等に定める者に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって主契約等を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(受取人による主契約等の存続)

第6条 本条の規定は、保険法の施行日以後、第2項に定める解約が行なわれる場合に適用します。

- ② 保険契約者以外の者で主契約等の解約をできる者（以下、「債権者等」といいます。）による主契約等の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ③ 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金等（疾病、傷害および死亡による給付をいいます。）の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ④ 第2項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第3項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第3項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。
- ⑤ 第2項に定める債権者等による主契約等の解約の場合には、第3条（保険金等の支払の時期および場所に関する補則）第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(受取人による主契約等の存続に関する補則)

第7条 前条第4項に定める「保険金等」は、疾病、傷害、生存および死亡による給付をいいます。ただし、疾病または傷害による給付は、その給付を行なうことにより、主契約等が消滅する給付（その給付を行なうことにより、主契約等は消滅しないが、保険料積立金が減少する給付を含みます。）に限ります。

② 主契約等が年金保険の場合、前条第2項は以下のとおり読み替えます。

「保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月以内に年金支払開始日が到来するときは、本条の適用はなく、解約の通知が会社に到達した時に解約の効力が生じることとします。」

③ 主契約等が収入保障保険、年金払定期保険、家族生活定期保険、収入保障特約および年金払定期保険特約の場合、前条第4項は以下のとおり読み替えます。

「第2項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第3項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金等の支払事由が生じ、会社が年金等を支払うべきときは、未払年金の現価の限度で、第3項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、未払年金の現価から債権者等に支払った金額を差し引いた残額による年金等を、年金等の受取人に支払います。この年金等が会社に定める金額に満たないときは、残額を年金等の受取人に一時に支払い、主契約等は消滅します。」

④ 主契約等が長期介護保障保険の場合、前条第2項は以下のとおり読み替えます。

「保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日が解約をできない日である場合には、解約の効力は生じないものとします。」

⑤ 前条第4項に定める保険金等が成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、育英資金、生存給付金、介護年金、介護給付金、健康祝金または無事故給付金等（同一の主契約または特約中に死亡給付がある場合に限ります。）のときは、前条第4項は以下のとおり読み替えます。

「第2項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第3項の規定により効力が生じなくなるまでに、成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、育英資金、生存給付金、介護年金、介護給付金、健康祝金または無事故給付金等の支払事由が生じ、会社が成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、育英資金、生存給付金、介護年金、介護給付金、健康祝金または無事故給付金等を支払うべきときは、次の各号のとおり取り扱います。

1. その支払うべき金額が、前条第3項の金額より大きいときは、前条第3項本文の金額を債権者等に支払い、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、育英資金、生存給付金、介護年金、介護給付金、健康祝金または無事故給付金等の受取人に支払います。この場合、前条第2項の解約の効力は生じないものとします。

2. その支払うべき金額が、前条第3項本文の金額より小さいときは、その支払うべき金額を債権者等に支払います。この場合、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に解約の効力は発生し、解約の通知が会社に到達した日の解約払戻金相当額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額を限度に、債権者等に支払います。債権者等に支払った後の残額がある場合は、保険契約者に支払います。

(特則の解約)

第8条 この特則のみの解約はできません。

(特則の消滅)

第9条 この特則が適用された主契約等が更新したときは、その更新された部分については、この特則は消滅します。

以下のお取扱となりますのでご留意願います。

上記「保険法施行に伴なう取扱変更に関する特則(既契約用)」中、

①第2条については、以下に読み替えます。

②第7条第2項中、「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1ヵ月以内に年金支払開始日が到来するときは、本条の適用はなく、解約の通知が会社に到達した時に解約の効力が生じることとします」の前に「10年保証終身年金を指定している場合は、」を挿入します。

(保険金等支払いの時期および場所)

第2条

保険法の施行日以後に保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下、この特則において「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社で支払います。

② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約の締結時から保険金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求書類が当会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

3. 受取人が故意に被保険者を死亡させた可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

4. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

5. この特則に定める重大事由または主約款に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項または保険契約者もしくは保険金等の受取人の主契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関するこの主契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第5号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日

3. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金等の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行う場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。

⑥ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前5項を準用するものとします。

未経過保険料の取扱に関する特則

第1条 この保険契約(主契約および主契約に付加された特約を含みます。)については、保険期間中に保険契約が消滅した場合に、翌払込期月までの残存期間に応じた保険料を未経過保険料として支払う取扱はありません。ただし、主約款において未経過保険料の取扱いの規定がある保険契約に更新した場合は、この限りではありません。

第2条 前条ただし書に該当した場合は、この特則は更新されずに消滅します。

第3条 この特則のみを解約することはできません。